

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
3月20日  
(火曜日)

## 目 次

- 規則
  - 山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市町課）……………一
  - 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………二
  - 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………二
  - 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………三
  - 指定介護老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………三
  - 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則（長寿社会課）……………四
  - 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………四
  - 障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………三
  - 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………三
  - 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………三
  - 山口県若者就職支援センター規則の一部を改正する規則（労働政策課）……………三
  - 山口県若者就職支援センター規則の一部を改正する規則（農村整備課）……………三
  - 県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則（教育政策課）……………四
  - 山口県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学資金貸付規則の一部を改正する規則（教育政策課）……………四
  - 人委規則
    - 特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………一五



山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第八号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年山口県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の五（見出しを含む。）中「別表第五号の五ヌ」を「別表第五号の五カ」に改める。

第一条の八（見出しを含む。）中「別表第五号の九ヌ」を「別表第五号の八ヌ」に改める。

第三条の三（見出しを含む。）中「別表第十四号の二ハ」を「別表第十四号の三ハ」に改める。

第五条の六（見出しを含む。）中「別表第十八号の十二レ」を「別表第十八号の十三チ」に改める。

第五条の七（見出しを含む。）中「別表第十八号の十三チ」を「別表第十八号の十四ホ」に改める。

第五条の八（見出しを含む。）中「別表第十八号の十六ホ」を「別表第十八号の十七ホ」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「別表第三十二号の三ツ及び第三十三号ツ」を「別表第三十三号ツ」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の八（見出しを含む。）の改正規定 公布の日
- 二 第一条の五（見出しを含む。）の改正規定 平成三十年六月十五日

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第九号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

3 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 支援員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項を次のように改める。

6 条例第四条第三項の規則で定める職員は、特別養護老人ホームにユニット型特別養

護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第二十四条第二項（第三十七条において準用する場合を含む。）の規定により配置される看護職員に限る。以下この項において同じ。）特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホームにユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員とする。

第六条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法  
第十条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第十九条の次に次の一条を加える。

（緊急時等における対応方法の確保）

第十九条の二 特別養護老人ホームは、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、あらかじめ、医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第二十五条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

第二十六条第五項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

附則第三項から第五項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第十一号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

2 経費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第十二号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「介護老人保健施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）、介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条第七項中「指定介護老人福祉施設及び」を「指定介護老人福祉施設に」に、「又は」を「の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第三十八条第二項の規定により配置される看護職員に限る。）又は」に、「」を併設する場合の」を「以下同じ。」を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に、「第三十八条第二項」を「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十八条の四第二項の規定により市町が定める条例」に改める。

第五条第一号中「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第八条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第十四条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第二十一条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第二十九条の次に次の一条を加える。  
（緊急時等における対応方法の確保）

第二十九条の二 指定介護老人福祉施設は、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、あらかじめ、医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第四十条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

附則第三項から第五項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則  
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第十三号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十六年山口県規則第五十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県規則第十四号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第十三章 指定共同生活援助（第三百三十一条の二―第三百三十三条）」

第十三章の二 外部サービス利用型指定共同生活援助（第三百三十三条の二―第三百三十三条の五）」

「第十三章の二 指定就労定着支援（第三百三十一条の二―第三百三十一条の九）」

第十三章の三 指定自立生活援助（第三百三十一条の十一―第三百三十一条の十四）」

第十三章の二 日中サービス支援型指定共同生活援助（第三百三十三条の二―第三百三十三条の八）」

第十三章の三 外部サービス利用型指定共同生活援助（第三百三十三条の九―第三百三十三条の十二）」

「第十五章 削除」を「第十五章 共生型障害福祉サービス（第三百三十五条―第三百三十六条の四）」に改める。

第三十四条第一項第二号中「第十三章」を「第十二章の二」に改める。

第六十二条の次に次の一条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第六十二条の二 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供を受けて新たに雇用された障害者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第六十七条第二号中「指定共同生活援助事業者」の下に「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者（日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う者をいう。以下同じ。）」を加え、同号イ中「指定共同生活援助」の下に「日中サービス支援型指定共同生活援助」を、「指定共同生活援助事業所」の下に「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）」を加える。

第六十八条第二号中「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」の下に「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）」を加え、同号イ中「指定自立訓練（生活訓練）」の下に「（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）」を加え、「指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び」を「指定自立訓練（生活訓練）事業

所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。）の利用者の数及び」に改める。

第六十九条第一号中「指定共同生活援助事業所」の下に「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同号イ中「指定共同生活援助」の下に「日中サービス支援型指定共同生活援助」を加える。

第七十九条第三項中「専任かつ」を削る。

第八十四条第一項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第八十五条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第一項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第二項とし、同条第四項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第四項とする。

（通勤のための訓練の実施）

第七十七条及び第八十二条中「第六十三条」を「第六十二条の二」に改める。

（通勤のための訓練）

第八十四条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら職場に通勤することができよう、通勤のための訓練を行わなければならない。

第九十九条中「第六十条」の下に「第六十二条の二」を加える。

第二百一十一条第二項中「（昭和三十五年法律第二百二十三号）」を削る。

第二百一十一条の十を第二百三十一条の二十三とし、第二百三十一条の六から第二百三十一条の九までを十三条ずつ繰り下げる。

第二百三十一条の五第四号中「前項」を「前号」に改め、同条を第二百三十一条の十八とし、第二百三十一条の二から第二百三十一条の四までを十三条ずつ繰り下げる。

（従業者）

第二百三十一条の二 条例第五十七条の三において読み替えて準用する条例第四十六条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 就労定着支援員 指定就労定着支援の事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四十で除して得た数

以上

二 サービス管理責任者 指定就労定着支援事業所ごとに、利用者の数（当該指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合）にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の利用者の数及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの利用者の数の合計数。以下この号において同じ。）の次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下の場合 一人以上

ロ 利用者の数が六十を超える場合 一に、利用者の数が六十を超えて四十又は四十に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 サービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第二百三十一条の三 サービス管理責任者は、第二百三十一条の九において読み替えて準用する第四十六条に規定する業務のほか次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（運営規程）

第二百三十一条の四 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 指定就労定着支援事業所が通常時に指定就労定着支援を提供する地域

- 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第三百三十一条の五 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第五十七条の三において準用する条例第十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録

二 条例第五十七条の三において準用する条例第十五条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 第三百三十一条の九において準用する第十七条第一項の規定によるサービスの提供の記録

四 第三百三十一条の九において準用する第二十五条の規定による通知に係る記録

五 第三百三十一条の九において読み替えて準用する第四十六条第一項に規定する就労定着支援計画

(実施主体)

第三百三十一条の六 指定就労定着支援事業者は、過去三年間における新たに雇用された障害者の一年当たりの平均人数が一人以上である生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)  
第三百三十一条の七 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに雇用された障害者の雇用主、他の指定障害福祉サービス事業者、医療機関その他の者との連絡調整及び連携を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題につき、利用者及びその家族等に対して、相談、指導及び助言その他の必要な支援を行わなければならない。

2 利用者に対する前項の支援は、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うものとする。

3 指定就労定着支援事業者は、一月に一回以上、新たに雇用された障害者の雇用主を訪問することにより、職場における当該障害者の状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス提供期間中に離職する者への支援の実施)

第三百三十一条の八 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に離職する利用者であつて離職後も就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の者との連絡調整その他の支援を行わなければならない。

(準用)

第三百三十一条の九 第二章(第三条、第四条、第六条、第七条、第二十二条から第二十四条まで及び第二十六条を除く。)、第三十五条及び第四十五条から第四十七条までの規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十三条(見出しを含む。)、中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十八条第二項中「次条第一項」とあるのは「第三百三十一条の九において準用する次条第一項」と、第二十一条の見出し及び同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第二項中「第十九条第二項」とあるのは「第三百三十一条の九において準用する第十九条第二項」と、第四十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百三十一条の九において読み替えて準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第四十六条(見出しを含む。)、中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第十二章の三 指定自立生活援助

(従業者)

第三百三十一条の十 条例第五十七条の五において読み替えて準用する条例第四十六条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 地域生活支援員の員数は、指定自立生活援助の事業を行う事業所ごとに、一人以上とする。

二 サービス管理責任者の員数については、第三十四条第一項第四号の規定を準用する。この場合において、同号中「六十」とあり、及び同号口中「四十」とあるのは、「三十」と読み替えるものとする。

2 地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が二十五又は二十五に満たない端数を増すごとに一人以上とする。

(実施主体)

第三百三十一条の十一 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護等、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による援助の実施)

第三百三十一条の十二 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居

宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供、助言及び相談、他の指定障害福祉サービス事業者、医療機関その他の者との連絡調整その他の利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。（随時の通報に係る訪問の実施等）

第百三十一条の十三 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに、当該利用者の居宅への訪問等により、当該利用者が置かれている状況を把握しなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の規定により把握した状況を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者、医療機関その他の者との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

（準用）

第百三十一条の十四 第二章（第三条、第四条、第六条、第七条、第二十二条から第二十四条まで及び第二十六条を除く。）、第三十五条、第四十五条から第四十七条まで及び第百三十一条の三から第百三十一条の五までの規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十三条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十八条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百三十一条の十四において準用する次条第一項」と、第二十一条の見出し及び同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第二項中「第十九条第二項」とあるのは「第百三十一条の十四において準用する第十九条第二項」と、第四十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百三十一条の十四において読み替えて準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第四十六条（見出しを含む。）中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第百三十一条の三中「第百三十一条の九」とあるのは「第百三十一条の十四」と、第百三十一条の五第二項第一号及び第二号中「第五十七条の三」とあるのは「第五十七条の五」と、同項第三号及び第四号中「第百三十一条の九」とあるのは「第百三十一条の十四」と、同項第五号中「第百三十一条の九」とあるのは「第百三十一条の十四」と、「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と読み替えるものとする。

第百三十二条第三項中「家事等」の下に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」を加える。

第百三十三条中「第百三十一条の九第一項」を「第百三十一条の二十二第一項」に、

「第百三十一条の九第二項」を「第百三十一条の二十二第二項」に改める。

第百三十三条の五中「第百三十一条の二」を「第百三十一条の十五」に、「第百三十一条の三」を「第百三十一条の十六」に、「第百三十一条の四」を「第百三十一条の十七」に、「第百三十一条の五、第百三十一条の七から第百三十一条の十」を「第百三十一条の十八、第百三十一条の二十から第百三十一条の二十三」に、「第百三十三条の五」を「第百三十三条の十二」に、「第百三十一条の九第一項」を「第百三十一条の二十二第一項」に、「第百三十一条の九第二項」を「第百三十一条の二十二第二項」に、「第五十九条の三」を「第五十九条の五」に、「第百三十一条の十第一項」を「第百三十一条の二十三第一項」に改め、第十三章の二中同条を第百三十三条の十二とする。

第百三十三条の四を第百三十三条の十一とし、第百三十三条の三を第百三十三条の十とし、第百三十三条の二を第百三十三条の九とする。

第十三章の二を第十三章の三とし、第十三章の次に次の一章を加える。

第十三章の二 日中サービス支援型指定共同生活援助

（従業者）

第百三十三条の二 条例第五十九条の三において読み替えて準用する条例第四十六条第一項の規定で定める員数は、次のとおりとする。

一 世話人及び生活支援員

イ 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における世話人の員数 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を五で除して得た数以上

ロ 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における生活支援員の員数については、第百三十一条の十五第二号の規定を準用する。

ハ 夜間及び深夜の時間帯における世話人又は生活支援員（宿直勤務を行う世話人又は生活支援員を除く。）の員数は、共同生活住居ごとに、一人以上とする。

二 サービス管理責任者の員数については、第三十四条第一項第四号の規定を準用する。この場合において、同号中「六十」とあり、及び同号口中「四十」とあるのは、「三十」と読み替えるものとする。

2 世話人、生活支援員及びサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

（設備）

第百三十三条の三 条例第五十九条の三において準用する条例第五十八条の四第三項の基準は、次のとおりとする。

一 構造上共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一の建物に複数の共同生活住居を設けることができる。この場合における

当該共同生活住居の入居定員の合計は、二十人以下とすること。

二 第三百三十一条の十八（第八号を除く。）の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居について準用する。この場合において、同条第三号中「共同生活住居（サテライト型住居を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは、「共同生活住居」と読み替えるものとする。

（実施主体）

第三百三十三条の四 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に指定短期入所（併設事業所又は単独型事業所に係るものに限る。）の事業を行う者でなければならない。

（介護及び家事等）

第三百三十三条の五 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、原則として利用者及び従業者が共同で調理、洗濯その他の家事等を行うよう努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対して、利用者の負担による当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第三百三十三条の六 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、社会生活上必要な支援を利用者の意向を踏まえて適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、特定相談支援事業を行う者、他の指定障害福祉サービスの事業を行う者その他の者との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって当該手続等を行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

い。

（事業の実施状況等の報告等）

第三百三十三条の七 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会に準ずるものとして知事が認めるものに対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の規定による報告及び同項の評価並びに同項の規定により聴いた要望、助言等の内容について、記録しなければならない。

（準用）

第三百三十三条の八 第八条、第十条、第十二条から第十五条まで、第十八条、第二十一条、第二十七条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条、第四十一条、第四十六条、第四十七条、第五十一条、第五十四条、第六十四条、第六十一条の二、第三十一条の十六、第三十一条の十七、第三十一条の十九から第三十一条の二十三まで及び第三十二条の三から第三十二条の五までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十三条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十八条第二項中「次条第一項」とあるのは「第三百三十三条の八において準用する第三百三十一条の二十二第一項」と、第二十一条の見出し及び同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第二項中「第十九条第二項」とあるのは「第三百三十三条の八において準用する第三百三十一条の二十二第二項」と、第二十七条中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務の体制、協力医療機関、協力歯科医療機関」と、第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十九条の三において準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第二十三条」とあるのは「第五十九条の三」と、同項第四号中「第四十一条第一項」とあるのは「第三百三十三条の八において準用する第四十一条第一項」と、同項第五号中「第四十六条第一項」とあるのは「第三百三十三条の八において読み替えて準用する第四十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第六号中「第五十一条」とあるのは「第三百三十三条の八において読み替えて準用する第五十一条」と、第四十六条（見出しを含む。）中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第五十一条第二号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十一条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び利用者に関する告示に定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除



く」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び利用者に関する告示に定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、第三百三十一条の十六中「第三百三十三条」とあるのは「第三百三十三条の八」と、第三百三十一条の二十三第一項及び第二項中「第三百三十三条」とあるのは「第三百三十三条の八」と、「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と読み替えるものとする。

「第十五章 削除」を「第十五章 共生型障害福祉サービス」に改める。

第三百三十五条及び第三百三十六条を次のように改める。

(共生型居宅介護等)

第二百三十五条 条例第六十条の二第一項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護（指定居宅サービス等条例第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所の従業者の員数が、当該事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護等の利用者の数の合計数であるとした場合における当該事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型居宅介護等の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護又は指定重度訪問介護の事業を行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 第二章（第三条第一項及び第二項を除く。）の規定は、共生型居宅介護等の事業について準用する。この場合において、第三条第三項中「条例」とあるのは「条例第六十条の二第二項において準用する条例」と、「居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護（以下「居宅介護等」という。）に係る指定障害福祉サービスの事業のうち二以上」とあるのは「居宅介護及び重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス」と、第四条第三項中「第二十三条」とあるのは「第三百三十五条第二項において読み替えて準用する第二十三条」と、第十八条第二項中「次条第一項」とあるのは「第三百三十五条第二項において準用する次条第一項」と、第二十一条第二項中「第十九条第二項」とあるのは「第三百三十五条第二項において読み替えて準用する次条第二項」と、第二十三条の見出し中「居宅介護等計画」とあるのは「共生型居宅介護等計画」と、同条第一項中「居宅介護等」とあるのは「居宅介護又は重度訪問介護」と、「居宅介護等計画」とあるのは「共生型居宅介護等計画」と、同条第二項から第四項までの規定中「居宅介護等計画」とあるのは「共生型居宅介護等計画」と読み替えるものとする。

(共生型生活介護)

第三百三十六条 条例第六十条の三第一項第一号に掲げる者が満たすべき同項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 条例第六十条の三第一項第二号に掲げる者が満たすべき同項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護（指定居宅サービス等条例第三十三条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所又は指定地域密着型通所介護（市町村条例に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

3 条例第六十条の三第一項第三号に掲げる者が満たすべき同項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の十四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等

の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援（指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十六号。以下「指定障害児通所支援等条例」という。）第四十条第一項に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは指定障害児通所支援等条例第四十一条の放課後等デイサービスに係る共生型通所支援（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（市町条例に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス条例に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス条例に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（市町条例又は指定地域密着型介護予防サービス条例に規定する通いサービスをいう。以下この項において同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十六人又は二十七人の指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては十六人、登録定員が二十八人の指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては十七人、登録定員が二十九人の指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては十八人、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては十二人）までの範囲内とすること。

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮できる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における市町条例又は指定地域密着型介護予防サービス条例に規定する基準を満たしていること。

五 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

4 第二章（第三条から第七條まで、第十六條、第十九條及び第二十二條から第二十六條までを除く。）第三十五條から第三十七條まで、第三十九條、第四十五條から第四十七條まで、第五十一條、第五十二條、第五十四條及び第五十八條から第六十五條までの規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第十八條第二項中「次条第一項」とあるのは「第百三十六條第四項において準用する第五十九條第一項」と、第二十一條第二項中「第十九條第二項」とあるのは「第百三十六條第四項において準用する第五十九條第二項」と、第二十七條中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務の体制、協力医療機関」と、第三十六條中「第四十六條」とあるのは「第百三十六條第四項において読み替えて準用する第四十六條」と、第三十九條第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第六十條の三第二項において準用する条例」と、同項第四号中「第四十一條第一項」とあるのは「第六十條の三第二項」と、同項第四号中「第四十一條第一項」とあるのは「第百三十六條第四項において準用する第四十七條第一項」と、同項第五号中「第四十六條第一項」とあるのは「第百三十六條第四項において読み替えて準用する第四十六條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第六号中「第五十一條」とあるのは「第百三十六條第四項において読み替えて準用する第五十一條」と、第四十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百三十六條第四項において読み替えて準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第四十六條（見出しを含む。）中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十一條第二号中「若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「又は特例介護給付費」と読み替えるものとする。

第百三十六條の次に次の三條を加える。  
（共生型短期入所）  
第百三十六條の二 条例第六十條の四第一項第一号に掲げる者が満たすべき同項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等条例第五十六條に規定するユニット型指定短期入所生活介護又は指定居宅サービス等条例第五十六條に規定するユニット型指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十六号）第四十三條に規定する指定介護予防短期入所生活介護又は同条例第五十條に規定するユニット型指定介護予防短期入所

生活介護をいう。以下同じ。の事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の床面積を、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た床面積が一〇・六五平方メートル以上であること。

二 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 条例第六十条の四第一項第二号に掲げる者が満たすべき同項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の床面積を宿泊サービス（市町条例又は指定地域密着型介護予防サービス条例に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た床面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

3 第二章（第三条から第六条まで、第九条、第十六条、第十九条、第二十二條から第二十四条まで及び第二十六条を除く。）、第三十五条、第三十七条、第四十七条、第五十二条、第五十四条、第六十四条、第六十五条及び第七十一条から第七十六条までの規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第十八条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百三十六條の二第三項において準用する第七十四條第一項」と、第二十一条第二項中「第十九條第二項」とあるのは「第百三十六條の二第三項において準用する第七十四條第二項」と、第二十七条中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務の体制、協力医療機関」と読み替えるものとする。

（共生型自立訓練（機能訓練））  
第百三十六條の三 条例第六十条の五第一項第一号に掲げる者が満たすべき同項の規則

で定める基準については第百三十六條第二項の規定を、条例第六十条の五第一項第二号に掲げる者が満たすべき同項の規則で定める基準については第百三十六條第三項の規定を準用する。

2 第二章（第三条から第七條まで、第十九條及び第二十二條から第二十六條までを除く。）、第三十五条から第三十七條まで、第三十九條、第四十五條から第四十七條まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十八条、第六十三條から第六十五条まで及び第百四条から第百六條までの規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十三條（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十八條第二項中「次条第一項」とあるのは「第百三十六條の三第二項において準用する第百四條第一項」と、第二十一条の見出し及び同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第二項中「第十九條第二項」とあるのは「第百三十六條の三第二項において準用する第百四條第二項」と、第二十七條中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務の体制、協力医療機関」と、第三十六條中「第四十六條」とあるのは「第百三十六條の三第二項において読み替えて準用する第四十六條」と、第三十九條第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第六十条の五第二項において準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第二十三條」とあるのは「第六十條の五第二項」と、同項第四号中「第四十一条第一項」とあるのは「第百三十六條の三第二項において準用する第十七條第一項」と、同項第五号中「第四十六條第一項」とあるのは「第百三十六條の三第二項において読み替えて準用する第四十六條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第四十六條（見出しを含む。）中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十一条第二号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

（共生型自立訓練（生活訓練））  
第百三十六條の四 条例第六十条の六において準用する条例第六十条の五第一項第一号に掲げる者が満たすべき同項の規則で定める基準については第百三十六條第二項の規定を、条例第六十条の六において準用する条例第六十条の五第一項第二号に掲げる者が満たすべき同項の規則で定める基準については第百三十六條第三項の規定を準用する。

2 第二章(第三条から第七条まで、第十七条、第十九条、第二十条及び第二十二条から第二十六条までを除く。)、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条から第四十七条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十八条、第六十三条から第六十五条まで、第五十五条、第六十六条及び第七十条から第七十一条の二までの規定は、自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十三条(見出しを含む。)中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十八条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第三十六条の四第二項において準用する第一百一十一条第一項から第四項まで」と、第二十一条の見出し及び同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第二項中「第十九条第二項」とあるのは「第三十六条の四第二項において準用する第一百一十一条第二項」と、第二十七条中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務の体制、協力医療機関」と、第三十六条中「第四十六条」とあるのは「第三十六条の四第二項において読み替えて準用する第四十六条」と、第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第六十条の六において準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第二十三条」とあるのは「第六十条の六」と、同項第四号中「第四十一条第一項」とあるのは「第三十六条の四第二項において準用する第一百十條第一項及び第二項」と、同項第五号中「第四十六条第一項」とあるのは「第三十六条の四第二項において読み替えて準用する第四十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第六号中「第五十一条」とあるのは「第三十六条の四第二項において読み替えて準用する第五十一条」と、第四十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三十六条の四第二項において読み替えて準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第四十六条(見出しを含む。)中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十一条第二号中「介護給付費若しくは特別介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特別訓練等給付費」と読み替えるものとする。

第百三十八条第一項第一号を次のように改める。

一 地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

第百三十八条第一項第二号中「指定通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型通所介護の事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所等」という。)」を「指定通所介護事業所等」に改め、同項第三号中「利用者及び」を「利用者の数及び」に改め、同条第二項第一号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)」を「指定

小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この項及び次条第一項において同じ)に、「指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十六号。以下「指定障害児通所支援等条例」という。)」第三十八条第八項を「指定障害児通所支援等条例第四十二条第九項」に、「第三十九条」を「第四十三条」に、「第三十八条第八項」を「第四十二条第九項」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(市町条例に規定するサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下)を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。次号及び次条第一項第二号において)に改め、同項第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員」に、「第三十八条第八項」を「第四十二条第九項」に、「第三十九条」を「第四十三条」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同項第三号中「当該」を削り、同項第四号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等の」に、「利用者数」を「利用者の数」に、「第三十八条第八項」を「第四十二条第九項」に、「第三十九条」を「第四十三条」に改める。

第百三十九条第一項第一号中「第三十八条第八項」を「第四十二条第九項」に、「第三十九条」を「第四十三条」に改め、「当該」を削り、同項第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同項第三号中「当該」を削る。

附則第四項中「第三十一条の五第六号」を「第三十一条の第十八第六号」に、「第三十三号の五」を「第三十三号の十二」に改める。

附則第五項中「第三十一条の五(第三十三号の五)」を「第三十一条の十八(第三十三号の十二)」に、「第三十一条の五第六号」を「第三十一条の第十八第六号」に改める。

附則第八項及び第九項中「指定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「第三十二条第三項」の下に「及び第三十三号の五第四項」を加える。

附則第十項中「第三十一条の二第二号」を「第三十一条の十五第二号(第三十三号の二第一項第二号において読み替えて準用する場合を含む。)」に改める。

附則第十二項中「第三百三十一條の五(第三百三十三條の五)」を「第三百三十一條の十八(第三百三十三條の十二)」に、「第三百三十一條の五第一号」を「第三百三十一條の十八第一号」に改める。

附則第十六項中「第三百三十三條の五」を「第三百三十三條の十二」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第十五号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の次に次の一條を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第二十八條の二 生活介護事業者は、生活介護の提供を受けて新たに雇用された障害者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七條第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第三十九條中「第二十九條」を「第二十八條の二」に改める。

第四十一條の次に次の一條を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第四十一條の二 就労移行支援事業者は、利用者が自ら職場に通勤することができるよう、通勤のための訓練を行わなければならない。

第四十二條第二項中「(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七條第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)」を削る。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第十六号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第三項第三号及び第五項第三号並びに第五十六條第三項第二号中「看護師」を「看護職員」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第十七号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第四十條第一項中「第五條第十六項」を「第五條第十八項」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山口県若者就職支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十八号

山口県若者就職支援センター規則の一部を改正する規則

山口県若者就職支援センター規則（平成十六年山口県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山口県しごとセンター規則

第一条中「山口県若者就職支援センター条例」を「山口県しごとセンター条例」に、「山口県若者就職支援センター」（以下「若者就職支援センター」を「山口しごとセンター」（以下「しごとセンター」）に改める。

第三条第一項第二号及び第二項第三号、第五条並びに第六条中「若者就職支援センター」を「しごとセンター」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年八月一日から施行する。

県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十九号

県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和四十五年山口県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県営土地改良事業に係る分担金及び特別徴収金の徴収に関する条例施行規則

第一条中「県営土地改良事業分担金徴収条例」を「県営土地改良事業に係る分担金及び特別徴収金の徴収に関する条例」に改める。

第二条中「中欄」を「事業の欄」に、「下欄」を「分担割合の欄」に改める。

第四条の見出し中「分担金」の下に「又は特別徴収金」を加え、同条中「条例第二条第一項の規定により徴収する」を削り、「条例第六条第一項の規定により徴収する分担

金（以下「特例分担金」という。）を「特別徴収金」に、「（特例分担金を含む。）」を「又は特別徴収金」に改める。

第五条の見出し中「分担金」の下に「又は特別徴収金」を加え、同条中「（特例分担金を含む。）」を「又は特別徴収金」に改める。

第六条の見出し中「及び」を「又は」に改める。

第七条の見出し中「特例分担金」を「特別徴収金」に改め、同条第一項中「もの」を「事業」に、「上欄」を「事業の欄」に改め、同条第二項中「第六条第三項」を「第九条」に、「上欄」を「事業の欄」に、「下欄」を「面積の欄」に改める。

第八条の見出しを「（特別徴収金の減免の申請）」に改め、同条第一項中「第六条第三項」を「第九条」に、「特例分担金」を「特別徴収金」に、「県営土地改良事業特別徴収金減免申請書」に改め、同条第二項中「特例分担金」を「特別徴収金」に改める。

第九条中「管轄する」を「所管する農林水産事務所又は」に改める。

別表第一を次のように改める。

項 目	業	分 担 割 合
一	かんがい排水改良事業	百分の二十五
二	老朽ため池等整備事業	
	ため池整備事業	百分の二十一（受益地の面積が百ヘクタール以上である事業又は中山間地域を有する市町に係る事業のうち受益地の面積が七十ヘクタール以上であるものにあつては、百分の十七）
	危険ため池整備促進対策事業	百分の二十（受益地の面積が四十ヘクタール以上である事業又は中山間地域を有する市町に係る事業にあつては、百分の十五）
	用排水施設整備事業	百分の二十一
	防災ダム事業	百分の六
	防災ため池事業	百分の二十（中山間地域を有する市町に係る事業にあつては、百分の十五。以下同じ。）

三	経営体育成基盤整備事業	百分の二十
四	農村振興総合整備事業	百分の二十五
五	中山間地域総合整備事業	百分の十五
備考	「中山間地域」とは、山口県中山間地域振興条例(平成十八年山口県条例第五十一号)第二条(第六号を除く。)に規定する区域をいう。	

別表第二の一の項中「かんがい排水事業」を「かんがい排水改良事業」に改め、「十ヘクタール」の下に「。以下同じ。」を加え、同表の二の項を次のように改める。

二	たん水防除事業	受益地の面積の十分の一
---	---------	-------------

別表第二の三の項中「ほ場整備事業」を「経営体育成基盤整備事業」に改め、「(受益地の面積が百ヘクタールを超えるときは、十ヘクタール)」を削る。

別記第一号様式中「県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則」を「県営土地改良事業に係る分担金及び特別徴収金の徴収に関する条例施行規則」に改める。

別記第二号様式中「県営土地改良事業特別分担金免除申請書」を「県営土地改良事業特別徴収金減免申請書」に、「受けた特別分担金」を「受けた特別徴収金」に、「県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則」を「県営土地改良事業に係る分担金及び特別徴収金の徴収に関する条例施行規則」に、「転用目的」と「目的外用途に供した理由」に、「受けようとする特別分担金」と「受けようとする特別徴収金」に、

10アール当たりの特別分担金の額	円	免除を受けようとする転用面積	アール	特別分担金の額	特別分担金の免除申請額	備考
------------------	---	----------------	-----	---------	-------------	----

10アール当たりの特別徴収金の額	円	免除を受けようとする目的外用途に供した土地の面積	アール	特別徴収金の額	特別徴収金の免除申請額	備考
------------------	---	--------------------------	-----	---------	-------------	----

目的外用途に供した」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、平成三十年四月

一日から施行する。

山口県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十号

山口県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学資金貸付規則(昭和六十年山口県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十一条第一項中「第十条」を「第九条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第一号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第三項」を「附則第五項」に、「免震重要棟内、新事務棟内及び新事務本館内」を「及び免震重要棟その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設(人事委員会が定めるものを除く。)内」に改め、第四号及び第五号を削る。

附則第三項中「附則第三項」を「附則第五項」に改め、第四号及び第五号を削る。

平成三十年三月二十日印刷  
平成三十年三月二十日発行

発行人所

山口県知事

附則第四項中「附則第三項」を「附則第五項」に改め、同項第三号及び第四号中「及び第四号」を削り、同項第七号及び第八号を削る。  
附則第六項中「、第五号又は第七号」を「又は第五号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。